

秋田市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
21040	仁井田福島荒 巻線	仁井田字福島41番1地先	745.00	2.00 ～ 4.00
		上北手荒巻字割田13番2地先		

2 縦覧期間

令和6年10月10日から同月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで